

○名寄地区衛生施設事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

〔平成8年12月10日〕
〔条例第1号〕

改正 平成11年3月4日 条例第4号 平成18年3月27日 条例第1号

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（勤務時間、休日及び休暇等）

第2条 この条例の施行に関し必要な事項については、名寄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年名寄市条例第39号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 （平成8年12月10日 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （平成11年3月4日 条例第4号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成18年3月27日 条例第1号）

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

